

平成29年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で4ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

第1問 (刑法)

Xは、他人をだまして現金をとろうと考え、高齢の夫婦AおよびBに海外出張中の子がいること、しかも、その出張先は通信事情がよくないことを調べあげ、この状況を利用しようと、「お子さんがいる地域に災害が生じて大きな被害が出ている。自分には直接連絡の手段があるから、現金を届けてあげられる。」などと、虚偽の事実を申し向け、A、B両名の不安をあおると共に、手元に現金がないと言う両名に対して、現金の届け先として、特定の住所および銀行の振込先を教えて、いずれかの方法で送金するよう求めた。

A、B両名は、Xの話を真に受け狼狽して、早急に金策を講じようとした。そこでまず、Aは単独で金融機関を訪れたが、その担当職員に詐欺かもしれないから警察に行ったほうがよいと勧められ、また、それに引き続き出向いた近所の交番では、対応した警察官がこれを詐欺と考えて、「犯人を捕まえるため、このままだまされたふりを続けてほしい。」とAに依頼したため、Aもこれを了承し、警察官の指示に従うことにした。

他方、Aが交番へ相談に行っている間に、Xから「お子さんに現金を届ける最後のチャンスだ。」という電話があった。対応に出たBは、気があせるあまり、Aと相談することなく、自己名義の預金口座の貯金から50万円を引き出し、Xから振込先として教えられていた口座へと振込みをおこなった。しかし、口座番号を記したメモの字が読みにくく、慌ててもいたので、Bは振込先の口座番号を誤り、50万円は、Xが指定した口座のある銀行と同一の銀行のYの口座へと振り込まれてしまった。口座の残高確認を行ったYは、通帳の記載から、覚えのない振込みがあったことを知ったが、自己の借金の返済に充てようと考え、銀行の窓口係員に対して、誤振込みがあったことを告げずに、50万円の払戻しを請求し、その交付を受けた。

他方、警察官の指示を受けたAは、Bと連絡をとらないまま、Xが届け先として指定していた住所を宅配便の送り状伝票に記載したうえで、現金は入れず、ダミーとして雑誌数冊を梱包した小包を発送した。上記の住所には、Xの知人のZが居住していた。Zは、Xから上記計画の詳細まで知らされていなかったが、従来もXから宅配便の代理受領を頼まれたことがあり、しかも、その際、「絶対封を開けるな。」と厳命

(刑法・刑事訴訟法)

され、理由を尋ねると、何も答えずに手数料と称して現金を渡されることが数回あったことから、「まともな内容ではないんだろうな。」と推測していた。しかし、ふだん金に困り、そのたびごとにXに援助をしてもらっていたZは、Xから、今度も「宅配便で小包が届いたら封を開けず自分に渡してほしい。」と頼まれ、それに伴い、5万円の現金を受け取っていたので、その指示どおりに、Aが雑誌のみを梱包して発送した小包が届いたとき、これを受領した。

X、Y、およびZの罪責を論じなさい。

(配点：70点)

第2問 (刑事訴訟法)

司法警察員のAらは、XがBを殺害した犯人ではないかとの嫌疑を抱き同事件について捜査をおこなっていたが、その嫌疑を基礎づける十分な証拠は得られなかった。

Aらは、Xが酒を飲んで喧嘩をして、Cに全治3日程度の軽微な怪我を負わせたことを聞きつけ、この傷害事件でXを逮捕・勾留し、その身体拘束を利用してBに対する殺人事件について綿密に取り調べようと考えた。Aらは、2016年3月1日、上記傷害事件で逮捕状を請求し、裁判官の令状発付を受けて同日Xを逮捕した(第1次逮捕)。逮捕されたXは、Aらおよび検察官Dから、もっぱら上記傷害事件についての取調べを受け、当該被疑事実を認めた。

2016年3月3日、Dは、その自白を録取した供述調書などを疎明資料として勾留請求をし、同日勾留が認められた(第1次勾留)。Xは、引きつづき警察の留置場に収容されてAらの取調べを受けた。勾留初日である同月3日は上記傷害についての取調べが改めてなされたが、翌4日からはもっぱらBに対する殺人事件についての取調べがおこなわれた。Xは、当初B殺害については強く否定していたが、連日、日中約8時間の取調べを受けるうち、同月7日に自白に転じた。

同月12日、Aらは、Xの自白調書やその自白にもとづいて得られた証拠物を主たる疎明資料として、B殺害を被疑事実とする逮捕状を請求し、裁判官による令状発付を受けて同日Xを再逮捕した(第2次逮捕)。さらにその2日後の同月14日、Dが同じ被疑事実で勾留を請求し、これが認められて同日Xは再度勾留された(第2次勾留)。B殺害を被疑事実とする逮捕・勾留の期間に、当該事実に関する取調べが引きつづきおこなわれ、非常に詳細な自白調書が多数作成された。同月23日、XはBに対する殺人事件とCに対する傷害事件で起訴された。

なお、上記第1次勾留中の2016年3月5日午後の取調べにおいて、Xは、取調べにあたっていたAに対して、「やっていないものはやっていない。これ以上同じことを聞かれてもちがあかないので、部屋に帰らせてほしい。」と訴えたが、Aは「なに、すっとぼけたことをいっているんだ。部屋に戻れるわけがないだろう。」と応答し、取調べを続行した。

(刑法・刑事訴訟法)

問 1 下線部にあるような取調べが許されるか。

問 2 Xの第1次逮捕・勾留および第2次逮捕・勾留が違法になる余地はあるか。

(配点：50点)